

+

令和5年 第8回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第8回農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年8月22日(火)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年8月22日 午前9時27分				
	閉会	令和5年8月22日 午前10時13分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	×	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 19番	山迫 洋一	席番 1番	吉野 寅三		
職務のため出席 した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	竹之内	主幹兼農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
	農政畜産課農政係長	大野				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	○
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第49号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第52号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第53号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 について</p> <p>議案第55号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の 変更に伴う意見について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第8回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。安樂委員より欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番19番、山迫委員と席番1番、吉野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、平川委員の報告を3件まとめてお願いします。</p>
委員	平川	<p>会長より5月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。4ページのあっせん成立資料番号16です。</p> <p>所在、地目等は資料のとおりですが、場所は野神校区内のそお街道沿いにある堀口製茶工場から西へ2km進むと、宮下集落があります。宮下集落の集会所より立本集落に向かい北へ430m進み右折、140m先の四差路を右折し、南へ55m進んだ右側になります。</p> <p>譲受人は、宮下集落にお住まいの〇〇さんで繁殖牛30頭を飼養されていて、農機具はトラクター、牧草ロール機械一式、さらにトラック3台を保有されています。〇〇さん宅からは、車で約1分の距離の牛舎の隣の畑になります。あっせん価格は畑が3,551㎡、10a当たり35万円で総額124万2,000円でした。あっせん委員は垣内委員と私、平川でした。</p> <p>次に、番号17について報告いたします。先ほど、番号16で報告しました畑から南へ140m進んだ左側になります。</p> <p>譲受人は、原田校区にお住まいの〇〇さんで、肉用牛繁殖120頭を飼養されており、農機具はトラクター5台、牧草ロール機械一式、2トン車等5台を保有されています。〇〇さん宅からは車で約10分の距離にあります。あっせん価格は畑が5,461㎡、10a当たり35万円で総額191万1,000円でした。あっせん委員は垣内委員と私、平川でした。</p> <p>最後に、先月の総会で依頼のあった〇〇さんを代理人とした〇〇さん分のあっせんにつきましては、ただいま協議中なので、来月の総会で報告できると思います。</p>
議長 委員	萩迫 橋口	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、橋口委員の報告をお願いします。</p> <p>先月の総会で依頼がありました〇〇さん申出分については、買い手が見つかり現在、交渉中であります。来月には、成立の報告ができると思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。8月2日、事務局での月例の事務打合せを行いました。8月4日、新橋の法人からの農地所有適格法人、適格要件届出書提出に伴う現地調査を行いました。8月8日、有明地区公民館で開催されました志布志市農業サポートセンター設立総会に出席しました。8月10日、事務局での議案打合せを行いました。</p>

	<p>次に、日程第4、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、2件の申請でございます。まずは、6ページ、番号54番を審議いたします。坂中委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号54を報告いたします。譲渡人は有明町小松集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は有明町野井倉にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市役所有明庁舎から南西へ300m進むと株式会社〇〇があり、法人事務所から100mほど下野井倉方面に進んだ右側にあります。</p> <p>株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と従業員15人で甘藷10ha、水稲50haを主に栽培しており、申請地には早期水稲を作付しており、今後も早期水稲を作付するとのことです。また、トラクター15台、コンバイン3台、田植機3台、普通トラック10台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>委員 坂中</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めまます。次に、番号55番を審議いたします。上野委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 上野</p>	<p>会長より依頼のありました番号55を報告いたします。譲渡人は、鹿屋市申良町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。親子関係でございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は蓬原小学校の正門前の道路を菱田方面に約400m行った信号を左折し、200m行った左側にあります。譲受人宅の隣のほ場になります。</p> <p>〇〇さんは夫婦で、兼業農家として人参、甘藷、野菜などを栽培されており、申請地にも人参、甘藷、野菜などを作付けするとのことでした。トラクター1台、耕運機1台を保有されております。また、自宅の隣のほ場であるため、申請地にはみ出さないよう気をつけていただくよう指導しました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第49号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>8ページ、番号16番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いします。</p>
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました議案第49号番号16について、報告いたします。調査日は8月8日、調査委員は立山委員、平川委員と私、中之内と事務局より2名の同行がありました。資料は、3ページから5ページでございます。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんの配偶者の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明小学校から市道吉村中次線を南へ100m進み左折、公衆道路を70m進み右折し、農道を180m進んで右折、さらに農道を140m進んだ左側となります。今回の申請地につきましては、申請前に一部砂利が敷設され駐車場として利用されていたため、始末書を付しての申請となっております。転用目的は、農業用倉庫、作業場、車庫です。排水については、集水枡を設け、西側の側溝へ放流するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供するための転用許可も可能です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第49号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第50号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報告をお願いします。</p>
委員	平川	<p>会長より依頼のありました議案第50号番号7について報告します。資料は、8ページから11ページになります。調査日は8月8日、調査委員は立山委員、中之内委員と私、平川でした。</p>

<p>議長 会場 議長</p>	<p>申請人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、松山町新橋にある豊留公民館から市道豊留・宮田上線を西に150m進み右折し、市道中豊・東原線を110m進み右折し、さらに、30m進んだ左側に位置します。転用目的は、通路と倉庫です。</p> <p>申請人の〇〇さんは、現在の生活の効率化を図るために、すでに転用してしまっており、始末書を付けての追認で申請されるものです。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p> <p>萩迫委員 萩迫議長</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫議長</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第50号農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第51号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p>
<p>委員</p>	<p>隈元委員</p> <p>はじめに、12ページ、番号39番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第51号番号39について、報告します。調査日は8月8日、調査委員は脇田廣昭委員、池袋委員と私、隈元です。</p> <p>譲渡人は、曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、町原交差点から市道町原・弓場ヶ尾線を南へ460m進み左折し市道廿割線に入り、90m進んだ先を左折し、北方向へ80m進んだ右側に位置します。転用目的はアパートの駐車場です。排水等は周囲にコンクリートブロックを敷設し、周辺への土砂及び雨水の流出を防止します。また、一口はアスファルト舗装を行い、雨水等は市道の外接側溝へ処理するとのことです。また、現地調査時点で、申請地を整地しているため、始末書を添付してあります。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号40番を審議いたします。現地を調査され た脇田廣昭委員の報告をお願いいたします。
委員	脇田廣昭	会長より依頼のありました議案第51号番号40について報告いたします。総 会資料は16ページから18ページです。調査日は8月8日、調査委員は隈元委 員、池袋委員と私、脇田です。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、大阪府和 泉市阪本町の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の 〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、県道65号南之郷志布志線を田之浦方向へ 進み、田之浦植木付近から旧田之浦中学校へ進む坂道を300m進んだ右側に 位置します。転用目的は山林で、クヌギを50本ほど植林するとのことでした。 その他としまして、申請地の隣接地が太陽光パネルを設置しており、申請地 は不耕作であります。今後、耕作の予定もなく、このまま放置すると隣接地 へ影響を及ぼすため、クヌギを植えて管理するとのことでございました。周 辺地とは4mの緩衝地を設けて植林するというので、日照や通風等に支障 もないと思われまます。また、以前太陽光パネルを設置する時に使用してあり ました仮倉庫がそのままになっておりましたので、撤去するように申し入れ しました。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていない ため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないと意見一 致をみました。御審議方、よろしくお祈りいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号41番を審議いたします。番号41番は、令 和5年第7回定例総会の議案第42号農業振興地域整備計画変更協議に係る 番号15番で審議されましたところの5条申請でございませす。 これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、13ページ、番号42番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました議案第51号番号42について報告いたします。調査日は8月8日、調査委員は平川委員、中之内委員と私、立山です。総会資料は19ページから21ページです。</p> <p>譲渡人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町安楽〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地は、議案第50号番号7番の土地から西へ30m進んだ左側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水は合併浄化槽を設置し、北側の側溝を利用することで問題ないと思われます。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第51号農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第52号非農地証明願の承認についてを議題とします。15ページ、番号12番を審議いたします。現地を調査された池袋委員の報告をお願いいたします。
委員	池袋	<p>議案第52号番号12について報告します。資料は22ページから24ページです。調査日は8月8日、調査委員は、隈元委員、脇田廣昭委員と私、池袋です。</p> <p>申請人は、宮崎県都城市にお住まいの〇〇さんで、立会人は〇〇さん本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志町出水地区の小岩屋自動車先の御手洗橋を渡り右折、県道3号日南志布志線を450mほど進み右折し、市道大川内線を大川内自治会方向へ進み、自治会の先の里道を800mほど東へ進んだ先の里道から60m西に進んだところに位置します。</p> <p>申請地は周囲を山林に囲まれた山間地域で、隣接地は不耕作で原野化、山林化している状況であり、所有者が平成9年に相続により取得する以前から耕作状況はなく、相続後は荒れないよう管理をしばらく続けたが、管理ができなくなり、荒れ地となった。その間、周辺の田畑も不耕作の状況となり、周辺が一体的に原野化、山林化しています。今後、耕作する者もなく、農地に復旧する見込みもない状況です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし</p>

		て、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第52号非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第53号農用地利用集積計画決定についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第53号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書17ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。 公告日は、令和5年8月31日で、面積は田が3,977㎡、畑が12,711㎡となっております。所有権を移転する者は4人、所有権の移転を受ける者は、3人で売買によるものです。 所有権移転の詳細につきましては、議案書18ページと19ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、18ページ番号15番から、19ページ番号18番までと、17ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第53号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、20ページから36ページとなっております。まずは、議案書20ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。 公告日は令和5年8月31日で、始期は令和5年9月1日となります。設定期間が3年から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が7,811㎡、畑が7万6,236㎡、樹園地が2万7,197㎡で、合計しますと11万1,244㎡となり、うち更新分は3万2,824㎡となっております。利用権の設定をする者の数が28名で、利用権の設定を受けよう

		<p>とする者の数が17名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より11名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、21ページから32ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書33ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和5年8月31日で、始期が令和5年9月1日であります。設定期間は3年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が2,484㎡、畑が1万7,223㎡で、合計しますと1万9,707㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は7名であります。詳細につきましては、34ページから36ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第53号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>21ページ番号1番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
議長	萩迫	
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは番号1番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、21ページ番号2番から22ページ番号3番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号2番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号3番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、23ページ番号4については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、番号4番について、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、23ページ番号5番から32ページ番号32番までと、20ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。34ページ番号1番から36ページ番号8番までと、33ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第53号農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第54号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてご説明いたします。議案書38ページをお開きください。</p> <p>番号18の申出者は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、宮脇茂樹委員、中之内委員の指名をご提案</p>

		いたします。
議長	萩迫	<p>以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第55号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴う意見についてを議題といたします。</p> <p>議案の説明に際し、農政畜産課より職員が来ておられますので、ここで説明者の入室を許可いたします。</p>
会場 議長 事務局	委員 萩迫 中水	<p>(農政畜産課大野係長 入室)</p> <p>はじめに、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第55号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴う意見について、補足して説明いたします。</p> <p>現行の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」につきましては、計画期間を5年間とし、令和3年12月に策定されたところでございますが、令和5年4月1日の改正農業経営基盤強化促進法の施行を受けまして、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更する必要が生じたところでございます。</p> <p>変更に関しましては、農業経営基盤強化促進法施行規則により農業委員会の意見を求めることとなっていることから、今回、議案として提案させていただいたところでございます。</p> <p>なお、今回の変更につきましては、法改正を踏まえまして文言等の追加、修正、削除が主な内容となっているところでございます。</p> <p>詳細につきましては、所管課の農政畜産課から説明いただきますので、御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長 担当	萩迫 大野	<p>それでは、農政畜産課の説明を求めます。</p> <p>皆さんお疲れ様です。農政畜産課農政係の大野と申します。総会の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。私の方から「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>まず始めに、本日の手続きにつきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条で準用する第2条の規定によりまして、基本構想の変更については、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならないとありますので、今回の総会におきまして、皆さんに意見を求めるものであります。</p> <p>今回の変更は、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）が改正さ</p>

れ、令和5年4月1日に施行されたことから、県は法第5条に基づいて作成している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を変更しました。法第6条に基づき、市の基本構想を見直すものであります。策定については、本年9月末までに見直しをするよう県からの指示があるところでございます。

主な変更点としましては、法の改正に伴うもので、農業担う者の確保及び育成に関する事項、旧農業経営基盤強化促進法の利用権設定促進事業の取り扱い、農業経営基盤強化促進事業に関する事項等の文言の追加、修正、削除が主になります。

基本構想の新旧対照表を配布しておりますので、そちらの方をご覧ください。変更点がわかりやすい新旧対照表で、主な変更点を説明させていただきます。左側が今回の改正案、右側が現行になります。変更部分については朱書き、下線で表示しております。

まず表紙でございますが、令和5年10月を令和5年9月に訂正願います。策定日を令和3年12月から令和5年9月へ変更します。

次のページが、目次となっております。改正基盤法施行に伴う語句の修正、第4、農業を担う者の確保及び育成に関する事項が新たに追加になりました。また、ページの変更がありました部分を修正しております。

5ページをご覧ください。農業経営改善計画を（以下「経営改善計画」という。）を追加しております。また、改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ個別を個人、組織を団体に語句変更しております。

6ページをお開きください。中段あたりになります。担い手は女性に限定されないため、配偶者に変更しております。

ページを開けていただき、7ページの上段になります。改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ変更し、認定新規就農者から認定農業者への移行をさらに推進するため、追記しております。

7ページの中段になります。近年の新規就農者数の調査結果を踏まえ、修正しております。

8ページ上段になります。改正基盤法基本要綱の内容を踏まえ追加、変更しております。

次に9ページから14ページまでが、個人経営体、15ページから17ページまでが団体経営体になりますが、それぞれ語句の変更を行っております。

25ページをお開きください。改正基盤法施行に伴い、農業を担う者の確保及び育成の考え方を新しく追加しております。中身につきましては、先日設立されました志布志市農業サポートセンターに関する事項を明記しております。

27ページから28ページは、改正基盤法施行に伴う語句の変更、削除、修正になります。

29ページから42ページは改正基盤法施行に伴う語句の変更、削除、修正になります。改正基盤法において利用権設定等促進事業が廃止され、地域計画推進事業が新設されたことに伴うものでございます。

最後に改定日を明記しております。以上で説明を終わります。御審議方、

議長	萩迫	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま農政畜産課から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
委員	山下昭一	42ページの改訂日も令和5年9月ではないのか。
担当	大野	御指摘のとおり9月に訂正をお願いします。
議長	萩迫	他にご意見ございませんか。
委員	中之内	志布志市農業サポートセンターに関する事項が追記されたとの説明でしたが、いつごろから活動されるのでしょうか。また、志布志市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等が記載されていますが、それぞれ組織の全てにサポート業務に関する部署が設置されるということですか。
事務局	中水	<p>志布志市農業サポートセンターに関するご質疑があったところでございますが、これにつきましては先ほど会長の動静の報告でもありましたが、8月8日に設立総会があり、これから本格的に始動するところでございます。志布志市農業サポートセンターに関することにつきましては、9月の定例総会後に研修をさせていただき予定としておりますので、直接農家の方と接する機会が多い農業委員や農地利用最適化推進委員の皆さんに、その内容等を説明させていただき、農家の方々への周知を図っていただきたいと思いますところですので、9月の定例総会後の研修会で、より詳細に説明させていただきたいと思っておりますので、今のところは資料を見ていただいていた方がいいかといったところを事前に確認をいただければというふうに思っておりますので、それでご了承いただければと思います。</p>
議長	萩迫	よろしいですか。
委員	中之内	はい、わかりました。
議長	萩迫	他にございませんか。
委員	坂中	人・農地プランについてですが、これまで地域の担い手等への農地の集積を図るため話し合い活動等が計画され、実践されてきたと思いますが、今回の法改正を受け、人・農地プランは今後どのように変わっていくのか教えていただければと思います。
担当	大野	<p>以前は、人・農地プランということで、各地域で話し合い活動がありましたが、今回の法改正を受け、人・農地プランは法定化され地域計画に置き換わることになったところですが、これまでと同様、各地域での話し合い活動により、一筆ごとに担い手を張り付ける目標地図も合わせて作成する必要があります。農政畜産課が主体となる地域計画の作成期限は、令和7年3月末となっているため、皆さんの協力をいただきながら取り組んでいくこととしております。</p> <p>令和5年度につきましては、とりあえずモデル地区3地区を選定し、話し合い活動を行いながら、地域計画を作成していくこととしておりますが、最終的には、令和7年3月までに市内全地区で話し合い活動を行い、それぞれの地区の地域計画を作成していく予定となっております。</p>
議長	萩迫	よろしいですか。

委員	坂中	はい、ありがとうございました。
議長	萩迫	他にご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、農政畜産課の職員におかれましては、ここで退席をお願いいたします。ご苦労様でした。
会場		(農政畜産課大野係長 退席)
議長	萩迫	それでは、お諮りします。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更については、原案を適当と認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第11、議案第55号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴う意見について、適当と市長に回答することに決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたしました。ご苦労さまでした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員